

総合行政機関の設置

徳島県

人口：816,321 人

面積：4,145.33 km²

取組の概要

県内を3圏域（東部・南部・西部）に分け、出先機関の再編・機能強化に取り組んでいる。平成17年度を再編の初年度と位置づけ、既に南部・西部圏域に総合県民局を設置し、21事務所を統合している。

また、総合県民局に対し、本庁から事務権限委譲を積極的に行うとともに、「防災」、「県民生活」など新たな役割を付与するなど、地域完結型の総合行政機関として機能強化を図っている。

取組の紹介

1 取組の背景

- ・ 本県の地域を所管する出先機関については、昭和31年に地方事務所が廃止されて以来、それぞれの分野別に縦割りの出先機関として設置されていた。
- ・ 市町村合併など地方分権の進展により、基礎自治体である市町村の規模拡大、機能強化が進む中で、県の役割やあり方が改めて問われるところとなり、出先機関の再編・機能強化が喫緊の課題となっていた。
- ・ こうしたことから、平成15年10月に策定した県の行財政改革プラン「リフレッシュとくしまプラン」において、出先機関の再編・機能強化を組織・経営改革の重要な柱として位置づけ、地域振興を総合的かつ効率的に推進するため、これまでの「縦割り出先機関」から「地域完結型の総合行政機関」として出先機関の再編・機能強化に取り組むこととした。

2 取組の具体的内容

- ・ 地域の声を受け止め、地域の創意や工夫を県政に反映させながら、県民にわかりやすい行政を展開し、県民の目線に立った地域づくりを進めていくため、本庁と出先機関の役割分担を明確にした上で、許認可事務など本庁からの権限委譲を進めるとともに、独自の地域政策を企画・立案するための機能強化など、地域振興を総合的かつ効率的に推進するための総合行政機関として、「地域完結型の組織」を南部圏域と西部圏域に設置した。

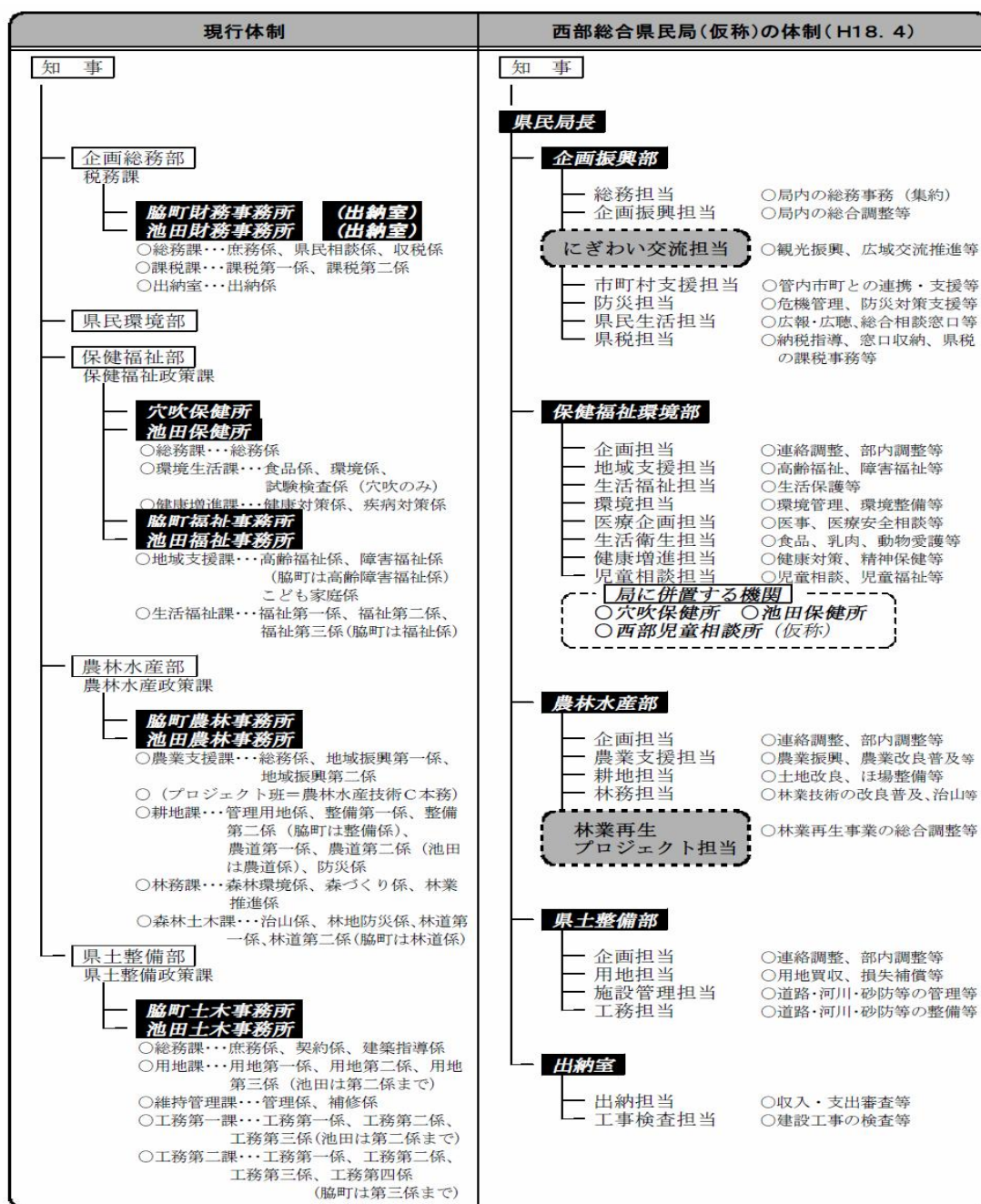
【再編のスケジュール】

- ・ 平成 16 年 10 月 「出先機関再編整備計画」の策定
- ・ 平成 17 年 4 月 1 日 南部圏域の出先機関を再編し、南部総合県民局を開設
- ・ 平成 18 年 4 月 1 日 西部圏域の出先機関を再編し、西部総合県民局を開設
- ・ 平成 20 年度（予定）東部圏域の出先機関を再編
- ・ 地域完結型の総合行政機関として機能強化を図るため、本庁から 255 件（H17・18 年度）の事務権限委譲を行うとともに、「防災」、「県民生活」、「児童相談」など新たな機能を付与

【組織体制の比較（西部総合県民局）】

再編前

再編後 (H18.4～)



【県民局の機能等】

(1) 総合県民局の主な機能

- ① 総合調整・企画振興機能 ② 危機管理機能 ③ 情報提供・相談機能
- ④ 市町村支援機能 ⑤ 地域連携・協働機能

(2) 本庁からの権限委譲

- ① 市町村支援
市町村基本構想、振興計画、広域市町村圏域計画、地域福祉計画の策定支援 等
- ② 民間・団体等支援
NPO 法人設立等相談、社会福祉団体の運営指導 等
- ③ 各種許認可
病院の開設許可、国定公園における行為の許可、廃棄物処理法の許可、
農地転用許可、建設業許可、道路・河川・砂防等の許認可事務 等
- ④ 補助金等交付・決定
県単補助金（乳幼児医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業等）等
- ⑤ 事業執行権限
工事の請負及び用地取得・補償に係る予算執行権限の拡大 等
- ⑥ その他
旅券の申請交付、農薬販売届の受理 等

(3) 本庁との役割分担

総合県民局は、地域に根ざした施策事業の企画立案から執行までを自ら責任を持って行う「南部・西部圏域における本庁組織」とも言うべき総合行政機関として設置しており、本庁で行う次の事務を除き、原則、総合県民局が行うこととしている。

（本庁が行う事務）

- ・ 全県的な視野に立った政策の立案・各種施策の調整
- ・ 全県を対象とする統一的基準等の策定
- ・ 国・他県との調整 等

3 取組の効果

(1) 組織のスリム化が図られた

- ・ 財務・福祉・農林・土木事務所、保健所など 21 事務所を統合し、2 県民局（南部・西部）を設置

(2) 県民の目線に立った行政サービスの実施

- ・ パスポート、各種許認可など種々の手続きが県民局で完結できるようになった
- ・ 地域の要望や意見、相談に迅速に対応できるようになった

(3) 地域が主体となった総合的な行政の展開

- ・ 地域住民代表や管内市町長からなる「地域政策総合会議」の開催などにより、様々な意見を聴取し「地域振興計画」を策定するなど、住民、市町村、団体など地域の声をこれまで以上に施策や事業に反映できるようになった

- ・ 地域内の観光資源や歴史・文化等を活かした観光・交流の振興など、圏域の特色に応じた施策の立案・展開が可能となった

4 取組中の課題・問題点

- ・ 地元の理解を得るために、市町村長へのアンケートや再編整備計画に係るパブリックコメントを実施し、再編に向けての要望・意見を聴取するとともに、様々な会議の場を借りて「再編整備計画」の説明等を行った。
- ・ 県民局設置に際しては、既存庁舎の有効活用を行ったことから庁舎が分散化しており、このため、総合的な行政の展開に向けて、局議を設置し、重要施策、重要事項等の協議・調整・決定を行うなど事務所内の連携強化を図っている。
- ・ 「地域完結型の総合行政機関」として機能強化を図るため、引き続き本庁からの更なる権限委譲の推進を行っている。

5 住民の反応・評価

- ・ 県民局ができて行政がより身近なものとなったことで、地元の声がこれまで以上に届きやすくなるなど、県民と行政が連携・協働しやすい環境が整った。
- ・ 本庁や徳島市内まで行かなくても、県民局で各種手続きができるようになるなど利便性が向上した。

6 今後の課題

- ・ 出先再編の最終年度となる平成 20 年度に向け、東部圏域における出先機関再編の方向・内容を具体化する。
- ・ 南部・西部総合県民局について、現在の「企画振興部」、「保健福祉環境部」、「農林水産部」、「県土整備部」の 4 部体制から、管内の総合企画、市町村等との連携等を所掌する「企画振興部」、地域づくり・支援策の推進等を所掌する「地域支援部」、管内の基盤整備の一体的推進を所掌する「地域整備部」の 3 部体制の確立について検討を行う必要がある（3 部体制における各部の名称については仮称）。

7 今後取り組む自治体に向けた助言

- ・ 地域完結型の総合行政機関を実現するため、本庁からの権限委譲を積極的に進めた。
- ・ 縦割り行政の弊害を排除し、合理的な行政運営を行うため、所内の重要事項の協議・調整を行う「局議」や管内市町村との連携調整を行う「地域政策総合会議」を設置している。

（参考）当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/>

担当部署：人事課行政経営担当